

医政メモQ&A

ゼロ税率課税について

Q：日医の医業税制対策本部が6月26日に「ゼロ税率」を採用する方針を決めました。が、実現された場合、窓口においてどのように取り扱われるかを説明されたい。

A1：課税であることが最も肝要です。当然、納税の為には帳簿書類の作製や税務署への申告が必要となります。しかしここで誤解しないでほしいのは、「消費税は最終消費者のみが税を払う」というのが原則だということです。医療では患者のみが消費税を負担し、医療機関をはじめメーカー・卸など生産者・流通業者は自ずから一銭も払う責任がありませんので医療機関は消費税に対しては中立であるといえます。後掲の表（日医の5案）のうち第3案までは課税案であり、いずれにせよ医療機関は同じ対応をいたします。

A2：窓口においては患者より一部負担金の他に治療費金額の3%（或いは5%）をさらに払ってもらいます。この消費税を医療機関は国に納める義務がありますが、医療機関は仕入れた薬剤・医療材料、器具・建物・設備らの価格に含まれている消費税（内税）を見えない形で負担しておりますので、その相当額を差し引き（控除）して差額を納めます。これは普通税率、軽減税率、ゼロ税率でも原則的には同じです。

A3：ゼロ税率とは患者の税負担をゼロにすることですので、患者が一担窓口で支払った消費税を後日、国（税務署）より患者さんへ返還してもらうか、所得税など他の税を納税する際に控除してもらうかの方法がまず考えられます。厳密には輸出の免税（ゼロ税率適用取引）と同様に患者からは全く消費税を取らずに医療機関が仮に受け取ったと税制上の消費税額を仮計上して、普通税率の場合と同様に控除すべき仕入れ価格

に含まれた消費税相当額を差し引き申告しますと、国（税務署）はその相当額を医療機関に返還するという方法が考えられます。この返還する金額は生産者や卸などが消費者（患者）に代って国へ部分的に先払いして価格に上乗せした消費税（内税）分であり、医療機関が仕入れの際にすでに支払っておりますから当然医療機関に返却されるべきものです。これによって消費税の中立性が保たれるわけです。

A4：日医は非課税方式、後掲表の第4案も視野にありますが今回は省略いたします。また平成元年より消費税分として薬価に上乗せされてきた分は元に戻すことになります。

道医報（7月16日）に荒木常任理事のゼロ税率に関する詳細な解説がありますので参照されたい。尚、同記事より筆者の了承を得、後掲の表を借用しました。

（医政部担当理事 山本 直也）

消費税問題解決のための5つの案の比較表

各案比較項目	第1案 普通税率による課税案	第2案 軽減税率による課税案	第3案 ゼロ税率による課税案	第4案 仕入消費税相当額償還方式案	第5案 仕入消費税相当額償還加算案
(1) 診療報酬の課税・非課税の別制度上の対応	課税取引税制上の対応	課税取引税制上の対応	課税取引税制上の対応	非課税取引医療保険制度等の対応	非課税取引診療報酬等の対応
(2) 損税、益税の発生	損税の消滅	損税の消滅	損税の消滅	損税、益税ともに消滅方向	損税の継続
(3) 保険料、患者負担の増減	相当の負担増加	負担増加	負担減少	現在と同負担又は若干増加	現在と同負担
(4) 帳簿、書類の作成等税務署への申告書提出	帳簿書類の作成等	帳簿書類の作成等	帳簿書類の作成等	帳簿、書類の作成等、償還担当機関への申告書、税務署関係の帳簿書類不要、税務署への申告書提出不要	帳簿書類の作成等不要
(5) 診療報酬との調整	引上げ	税率によって調整	仕入税額相当分の減額	仕入税額相当分を減額減額分を積み立てて配分	仕入税額相当分を従来どおり加算
(6) 建物、設備の仕入税額の控除、還付の可能性	控除、還付が可能	控除、還付が可能	還付が可能	還付が可能	控除、還付は不可能